

若年性認知症を知っていますか

認知症は、高齢者だけではなく、若い世代でも発症することがあります。「認知症かも?」と思ったときには、認知症専門の医師がいる医療機関を早めに受診しましょう。

☎地域包括ケア推進課(☎504-2648、☎504-2136)

診断までに時間がかかるケースも

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」といいます。

物忘れが出たり、仕事や生活に支障を来したりするようになって、年齢の若さから、多くの方が認知症によるものかと思ひ至りません。

また、病院で診察を受けても、うつ病などの精神疾患や更年期障害などと間違われることもあり、診断までに時間がかかってしまうケースが多く見られます。

早期発見・早期対応が重要

認知症は、早期診断することで、早期治療やリハビリ、生活習慣の改善を行い、進行を遅らせることが期待できます。また、診断により、本人や家族が今後の生活を考えるきっかけとなります。

市では、若年性認知症に関するリーフレットを作成しています。区地域支えあい課で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。



市HP ページ番号 281013



このようなサインはありませんか?

職場で

- 作業に手間取ったりミスが目立ったりするようになる
- 職場の仲間や取引先の相手の名前が思い出せなくなる
- 伝言したことがうまく伝わらない
- 約束を忘れてしまう

日常生活で

- 車の運転が適切にできなくなる
- 知っているはずの場所で道に迷う
- 身だしなみに無頓着になる
- 家電製品の使い方が分からなくなる

主な相談窓口

認知症地域支援推進員

認知症の人が必要なサービスを受けられるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関などをつなぐコーディネーターとして区に1人ずつ配置しています。

本人や家族などからの相談に応じ、認知症になっても、本人や家族が望む生活を送ることができるよう、その人の状態に合わせた支援を行います。心配事があれば、まずはご相談ください。

認知症疾患医療センター

市内3カ所にある同センターで、相談や診断、治療を行っています。(左下記事参照)

区	配置先の地域包括支援センター	問い合わせ先
中	江波	☎296-4833 ☎533-7100
東	福木・温品	☎280-2330 ☎562-2333
南	大州	☎581-6025 ☎581-6026
西	観音	☎292-3582 ☎292-3172
安佐南	安佐・安佐南	☎879-1876 ☎879-7764
安佐北	亀山	☎819-0771 ☎814-0501
安芸	瀬野川東	☎820-3711 ☎554-5021
佐伯	五日市	☎924-0053 ☎921-2865

レポート

ささいなことでも相談に乗ってもらえる

認知症地域支援推進員(写真左)と話すのは、6年前、当時52歳の妹が若年性認知症と診断されたHさん(写真右)。

「診断から数日後に推進員さんと話して、『これからどうしよう』という不安が『なんとかやっていけそう』と

前向きな気持ちに。妹を支えてくれる皆さんと情報共有するなど、必要に応じて対応してもらえるので、ささいなことでも安心して相談できます」と話します。



9月は「世界アルツハイマー月間」です

6月に成立した「認知症基本法」では、9月を認知症月間、9月21日を認知症の日と定めています。21日(休)は日没から22:00まで、広島城をオレンジ色にライトアップします。



北部認知症疾患医療センターを開設

10月1日(日)から、市内3カ所目となる同センターを、市立北部医療センター安佐市民病院に開設します。

☎地域包括ケア推進課(☎504-2648、☎504-2136)

認知症の専門医療相談窓口

認知症疾患医療センターでは、認知症疾患に関する専門医療相談に応じています。また、認知症の検査・診断と、認知症の身体合併症や行動・心理症状への急性期治療などを行っています。



相談内容

専門医療相談

本人や家族などから、電話や面談(要予約)による相談に応じます。また、専門医療に関する情報提供や医療機関などを紹介します。

認知症の診断

専門的な検査や診断が必要な場合は、認知症専門医が診察や検査・診断などを行います。

急性期治療 など

かかりつけ医による認知症治療の支援や、必要に応じて入院による治療などを行います。

市内の認知症疾患医療センター

区分	西部	東部	北部
市が指定する病院	草津病院	瀬野川病院	市立北部医療センター 安佐市民病院
所在地	西区草津梅が台10-1	安芸区中野東 四丁目11-13	安佐北区亀山南 一丁目2-1
専用電話	☎270-0311	☎893-6266	☎815-5299
相談時間	(月)~(金)の 9:00~12:00、 13:30~17:00	(月)~(金)の 9:00~12:00、 13:00~16:30	(月)~(金)の 9:00~12:00、 13:00~16:30

ひとり親家庭の皆さんを支援します

ひとり親家庭の親と子、寡婦の自立と生活の安定のため、市母子家庭等就業・自立支援センターで就業に関するサポートを行っています。

☎子ども・家庭支援課(☎504-2723、☎504-2727)

ひとり親家庭の就業相談窓口

同センターでは、ひとり親家庭の親と20歳未満の子、寡婦の就業を支援しています。専門のスタッフが常駐し、一人一人に寄り添い支援します。まずはお気軽にお問い合わせください。

【支援内容】

- パソコン検定講習会、簿記2級・3級講習会、介護職員初任者研修講習会 など
- ※テキスト代、試験料は別途必要
- 面接対策などの就職準備セミナー
- 求人情報の提供や履歴書の作成指導、面接用スーツの貸し出し など
- 弁護士による法律相談

【相談日時】 ※要予約

平日9:00~19:00
(土)9:00~17:00

☎市総合福祉センター

☎市母子家庭等就業・自立支援センター(☎261-2235、☎261-2236)



就業相談の様子

巡回相談を実施

お住まいの区福祉センターでも、就業相談ができます(希望相談日の2日前までに要予約)。

【相談日時】

平日11:00~15:00

詳しくは、区福祉課(下記)へお問い合わせください。

区	問い合わせ先	区	問い合わせ先
中	☎504-2569 ☎504-2175	安佐南	☎831-4945 ☎870-2255
東	☎568-7733 ☎568-7781	安佐北	☎819-0605 ☎819-0602
南	☎250-4131 ☎254-9184	安芸	☎821-2813 ☎821-2832
西	☎294-6342 ☎294-6311	佐伯	☎943-9732 ☎923-1611